

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度岩国市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 6 号 令和 7 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 7 号 令和 7 年度岩国市土地取得事業特別会計予算

議案第 13 号 令和 7 年度錦帯橋管理特別会計予算

議案第 41 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

議案第 42 号 岩国市情報公開・個人情報保護審査会条例等の一部を改正する条例

議案第 43 号 岩国市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び岩国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 44 号 岩国市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第 45 号 岩国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第 46 号 岩国市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 47 号 岩国市立学校屋外運動場夜間照明施設使用料条例の一部を改正する条例

議案第 56 号 横山ポンプ場土木施設整備工事請負契約の締結について

議案第 57 号 指定管理者の指定について

議案第 58 号 指定管理者の指定について

議案第 59 号 指定管理者の指定について

議案第 62 号 指定管理者の指定について

議案第 63 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

議案第 66 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 67 号 岩国市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

以上 17 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 2 号 インボイス制度の実施中止を求める意見書を政府に送付することを求める請願

請願第 3 号 「刑事訴訟法における再審規定の改正を求める意見書」の国への提出を求める請願

以上 2 件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 6 号 令和 7 年度岩国市一般会計予算のうち、本委員会所管分の審査におきまして、

総務費の総務管理費の企画費の飛行艇ミュージアム（仮称）誘致事業に関し、委員中から、本事業の取組内容について質疑があり、

当局から、「令和7年度を取組として主に2点ある。1点目の要望活動であるが、市長が防衛大臣等との面談の機会を捉えて行うとともに、事務レベルにおいても、防衛省の関係部署に出向いて、取組を説明して要望を行うこととしている。2点目の機運の醸成を図る取組としては、今年度に引き続き、各総合支所等でのパネル等の巡回展示を継続し、新たに図書館等での実施を考えている。また、新たなコンテンツを作成して、岩国祭などに出向いて体験型の企画を行いたい。さらに、毎回好評のこども飛行艇教室も実施したいと考えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「ミュージアムの誘致に向けて自衛隊の飛行艇をPRする事業に取り組んでいく中で、市が協力している自衛官の募集についても、こうした機会に併せて取り組むことはできないものか」との質疑があり、

当局から、「飛行艇ミュージアムは、本市としては交流を促進するための観光施設として位置づけているが、防衛省にとっては自衛隊の広報施設という側面もあることから、自衛官を志望する方の増加に資することが期待されるのではないかと考えている。他方、自衛官の募集事務については、飛行艇ミュージアム誘致活動とは別に、市がどのように積極的に協力できるかを自衛隊山口地方協力本部岩国地域事務所と協議して、市としてできることに取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「飛行艇ミュージアムの誘致に向けたPR活動について、市が積極的にSNSを活用して、全国的に発信することが非常に有効ではないかと考えるが、市はどのような見解か」との質疑があり、

当局から、「飛行艇ミュージアムについて、これまでホームページなど、いろいろな媒体を活用して広報活動をしてきたところであるが、今後はSNSも積極的に取り入れて、広く発信してまいりたい」との答弁がありました。

続いて、総務費の総務管理費の公共交通対策費の全国鉄道資源活性化サミット実行委員会負担金に関し、

委員中から、全国鉄道資源活性化サミットの事業内容について質疑があり、

当局から、「本サミットは全国各地に残る未成線・廃線のような鉄道資源を観光資源として活用したり、新しい産業を創出するなど、地域の活性化につなげることを目的として開催するものである。第5回目となる令和7年度は、本市において、10月4日、5日の2日間の開催を予定しており、岩日北線記念公園を中心に、とことトレインや錦川清流線を全国にアピールする絶好の機会と捉えている」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「全国には何百もの未成線がある中で、前回のサミットには6団体が参加しているが、今後、参加団体が増える見込みがあるのか」との質疑があり、

当局から、「現在、300から400の未成線等の関係団体に対して、開催案内を行っている。このうちどの程度の参加があるかについては未知数であるが、全国に向けて開催を告知しているところである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「錦川清流線にとっては、令和7年度は、全国的なサミットを錦町で開催するだけでなく、合併20周年記念事業の一環として錦川清流線利用促進支援事業が実施される節目の年になる。この事業は、錦川清流線の乗車を無料にする日を設けるものだが、錦川清流線を全国にも市民にも積極的にPRするため、合併20周年の記念事業と全国サミットとを組み合わせることで相乗効果を図ることを提案する。様々な

工夫を凝らして、この機会をぜひとも錦川清流線の利用促進につなげていただきたい」との意見がありました。

続いて、総務費の徴税費の賦課費の市民税賦課事務費に関し、

委員中から、「税の申告受付期間には、多くの市民が市役所本庁や各総合支所等を訪れて申告を行っているが、中には、整理券を受け取ってから手続が終了するまで数時間を要したとの声を耳にする。そうした現状について、市はどのように考えているのか」との質疑があり、

当局から、「申告受付を行う各所において、地域ごとに割り当てた日程を組むことで申告者の分散を図ったり、必要書類の事前準備のお願いやスマートフォン等による電子申告の勧奨など、それぞれ工夫して状況の改善に努めているところであるが、待ち時間の短縮・解消には至っていない」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「より円滑な申告受付とするため、新年度に向けて、市はどのような改善策を考えているのか」との質疑があり、

当局から、「今後は、今年度の反省点を踏まえ、各所において工夫している点を情報共有する場を設けて、改善策を取り入れ、それぞれが知恵を出し合い、来年度に向けて、より効果的な方法を検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、本委員会所管分につきましては、討論において、一部委員から、「本予算案については、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。